

## 高圧ガス保安法における軽微な変更の工事等の取扱方針

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第14条第1項若しくは第4項、第19条第1項若しくは第4項又は第24条の4第1項の規定による軽微な変更の工事については下記1のとおり取り扱い、許可及び届出の不要な工事については、下記2のとおり取り扱うこととする。

なお、本取扱方針は、液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号。以下「液石則」という。）、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号。以下「一般則」という。）及びコンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号。以下「コンビ則」という。）の規定に基づく軽微な変更の工事について対象としたもので、冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）については対象外とする。

### 記

#### 1 軽微な変更の工事

##### (1) 高圧ガス設備（特定設備を除く）の取替え工事であって、以下の工事。

- ① 認定品等<sup>※1</sup> 又は合格可とう管<sup>※2</sup>（高圧ホース又は金属フレキ管等）への取替え工事であって、当該設備の処理（貯蔵）能力の変更を伴わないもの。  
（液石則16（1）①、29（1）①、55①、一般則15（1）①、28（1）①、57①、コンビ則14（1）①、平成30年3月30日付20180323保局第13号通達2（1）（2））
- ② 高圧ガスの通る部分の設備の取替えに際し、既設の設備との間に溶接等の現場加工が伴う場合には、管類に係る認定試験者が当該工事を施工したもの。  
（平成30年3月30日付20180323保局第13号通達8）  
注）配管溶接部等の肉盛り補修（溶接部等からガス漏えいがあり補修する場合を除く）にあつては、②にかかわらず軽微な変更の工事として取り扱う。
- ③ 高圧ガスの通る部分の設備のうち、配管及びそれに付属するバルブのルート変更をするもの（配管に付属する設備又は近接する設備の取替えに伴い必要が生じた配置変更、迂回等に限る）。

なお、軽微な変更の工事に該当するルート変更であっても、耐震上軽微な変更<sup>※3</sup>に該当しない場合は除く。

（平成30年3月30日付20180323保局第13号通達9）

※1 認定品等とは、以下に該当するものをいう。

- (1) 「一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について」（平成30年3月30日付20180323保局第12号）に基づき、認定試験者の行った試験等に関する認定試験者試験等成績書が添付されたもの。

(平成30年3月30日付20180323保局第13号通達1(1))

(2) 協会又は指定特定設備検査機関が行った試験に合格したもの。

(平成30年3月30日付20180323保局第13号通達1(2))

(3) 協会の委託検査受検品のうち、協会が液石則及び液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について(平成30年3月30日付20180323保局第9号)で定める検査方法及び検査基準に従って、同則第6条第1項第17号から同項第19号までについて検査を行ったもの、一般則及び一般高圧ガス保安規則の機能正基準の運用について(平成30年3月30日付20180323保局第14号)で定める検査方法及び検査基準に従って、同則第6条第1項第11号から同項第13号までについて検査を行ったもの並びにコンビ則及びコンビナート等保安規則の機能性基準の運用について(平成30年3月30日付20180323保局第15号)で定める検査方法及び検査基準に従って、同規則第5条第1項第17号から同項第19号までについて検査を行ったもの。

(平成30年3月30日付20180323保局第13号通達1(3))

なお、上記に該当する場合の成績書の有効期間は、各成績書等に記載された試験日から起算して以下のとおりとする。

- ① 認定試験者の成績書に「完成検査」と記載された大臣認定品、大臣認定相当の委託検査品のうち新品のもの又は高圧ガス設備試験品：3年間
- ② 認定試験者の成績書に「保安検査」と記載された大臣認定品、大臣認定相当の委託検査品のうち中古のもの：1年間

(平成30年3月30日付20180323保局第12号通達II)

※2 合格可とう管とは、以下に該当するものをいう。

- (1) 可とう管(高圧ホース又は金属フレキ管等)であって、高圧ガス保安協会(以下「協会」という。)若しくは指定特定設備検査機関が別に定める規程により実施した検査に合格したもの。
- (2) 協会又は指定特定設備検査機関が行う、「KHKS0804(2022)ベローズ形伸縮管継手の基準」及び「KHKS0805(2022)フレキシブルチューブの基準」(両基準とも対象は金属製の可とう管のみ)に基づく検査に合格した可とう管。

※3 「耐震上軽微な変更の工事」とは、高圧ガス設備等耐震設計基準の一部を改正する告示(平成9年3月25日通商産業省告示第143号)附則第2条に規定され、次のいずれかに明確に該当すると認められるものをいう。

- (1) 耐震設計構造物の材料、加工方法、構造等を変更しない部材等の補修及び取替え工事(2)に掲げるものを除く)。
- (2) 耐震設計構造物の応力等の計算を要しない部材等の補修及び取替えの工事であって、耐震設計上従来と同等以上の安全性が確保されるもの。
- (3) ポンプ圧縮機等当該耐震設計構造物の附属品に係る変更に伴って行われる耐震設計構造物の変更の工事であって、耐震設計上従来と同等以上の安全性が確保されるもの。
- (4) 保安上又は公害防止上の必要性から製造施設を変更することに伴う当該耐震設計構造物の変更工事であって、耐震設計上従来と同等以上の安全性が確保されるもの。

なお、ここでいう「従来と同等以上の安全性」とは、変更後の耐震設計構造物及び関連構造物の重量が、変更前の当該耐震設計構造物等の設計に用いた重量を超えない状態であった場合をいう。

具体的な例としては、配管の架構において、当初の設計荷重が $2\text{ k N/m}^2$ で、実際の荷重が $1\text{ k N/m}^2$ としていたものを $1.5\text{ k N/m}^2$ に変更する場合をいう。

**(2) 特定設備の部品の取替えのうち、多管円筒形熱交換器又は空冷式熱交換器の伝熱管の取替え。**

(液石則16(1)①の2、一般則15(1)①の2、コンビ則14(1)①の2、平成30年3月30日付20180323保局第13号通達10)

**(3) 開放検査に使用する仮設の高圧ガス設備の設置又は撤去の工事。**

高圧ガス貯槽等の開放検査を行う間の措置として、フランジ又はカップリング接合等を用いてタンクローリー等を仮設し高圧ガスを供給する場合の当該タンクローリー等の設置、開放検査終了後の撤去の工事を含む。

(液石則16(1)①の3、一般則15(1)①の3、コンビ則14(1)①の3平成30年3月30日付20180323保局第13号通達第11)

注1) 当該設置時の届出については、事前にその内容を報告し、設置後及び撤去後に軽微変更届書を提出することとする。

注2) 2時間を超えてタンクローリー等を設置する場合には、貯蔵能力に応じて許可又は届出が必要となる場合がある。

(令和2年8月6日20200715保局第1号)

**(4) 製造設備、貯蔵設備及び容器置場の撤去の工事であって以下のいずれかを満たす工事。**

① 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備<sup>※4</sup>の撤去の工事(認定高度保安実施者が行う認定に係る製造施設における処理能力の変更を伴うものを除く)。

既存フランジ部等からの撤去のものに限り(ポンプ、圧縮機、蒸発器、貯槽等を既設フランジ等から撤去する場合等)、新たにフランジ等を設けるもの、配管の切断、溶接を伴うものは含まない。

(液石則16(1)④、29(1)④、55④、一般則15(1)④、28(1)④、57④、コンビ則14(1)④)

② 独立した高圧ガス設備、貯蔵設備及び容器置場の撤去の工事(他の製造(貯蔵)設備と高圧ガス部で接続されていないものに限る)。

(平成30年3月30日付20180323保局第13号通達第13(4))

注) 平成30年3月30日付20180323保局第13号通達第13(4)においては「独立した製造設備、貯蔵設備及び容器置場の撤去の工事」について届出不要とされているが、本県では、施設管理の観点から軽微変更届書を提出することとしている。

※4 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備とは、当該製造設備の異常時、例えば、高圧ガスの製造を緊急に停止した際に、既存の製造施設、貯蔵設備又は消費設備等に対して、保安上重大な影響を及ぼす構造(既存の施設の動力となっているもの等)又は機能(緊急遮断弁、ガス漏えい検知警報設備又は計装類等の作動に係る伝達系統を他の施設と共有しているために、その機能を低下させるもの等)を有していないものをいう。

(5) 処理能力100m<sup>3</sup>/日(不活性ガス又は空気にあつては300m<sup>3</sup>/日)未滿の製造設備(耐震設計構造物に係るものを除き、当該設備が特定設備である場合にあつては特定設備検査合格証又は特定設備基準適合証の交付を受けているものに限る)である製造施設の追加に係る変更工事であつて、他の製造施設とガス設備で接続されていないもので、かつ他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないものにより追加された製造施設における変更の工事であつて以下に掲げる変更の工事以外のもの。

- ① 製造施設の処理能力を1日100m<sup>3</sup>(不活性ガス又は空気にあつては300m<sup>3</sup>)以上に変更する工事
- ② 耐震設計構造物を新設する工事
- ③ 耐震設計構造物への変更の工事  
(液石則16(1)④の2、一般則15(1)④の2、コンビ則14(1)④の2、平成30年3月30日付20180323保局第13号通達12)

(6) 高圧ガスが通る部分以外の高圧ガスの貯蔵所に係る設備の変更の工事で、貯蔵所の構造の変更を伴わないもの。

(液石則29(1)③、一般則28(1)③)

注)「貯蔵所に係る設備」とは、貯蔵のための設備および貯蔵所の内にある消火設備、温度計、圧力計等一般的に設備として考えられるものをいう。

注)「貯蔵所の構造」とは貯蔵所の設備以外のものをいい、例えば、設備を設置する室、容器を置く地盤及び障壁等をいう。

(7) ガス設備(高圧ガス設備を除く)又は、ガス設備以外の製造(貯蔵、消費)施設に係る設備の変更の工事(法第8条第1号、第12条第1項、第18条第1項及び第2項、第24条の3第1項で規定する技術上の基準の適用を受けるものに限る)。

(液石則16(1)②、③、29(1)②、③、55②、③、一般則15(1)②、③、28(1)②、③、57②、③、コンビ則14(1)②、③)

<例>

- ① ガス漏れ検知警報設備の取替え(方式の変更を含む)、位置の変更又は増設。
- ② 散水(水噴霧)設備の取替え又は増設。
- ③ 緊急遮断弁の駆動用ラインのルートの変更、駆動方式の変更、操作位置の変更。  
※ルート変更を伴わない駆動用配管等の取替えは届出不要。
- ④ 除害設備の除害ラインのルートの変更、除害方式の変更。  
※ルート変更を伴わない除害配管等の取替えは届出不要。
- ⑤ 事務所(事務室)等の移転に伴い、ガス漏れ検知警報設備の警報盤、緊急遮断弁の操作スイッチ等の位置が変わる場合。
- ⑥ 耐震上軽微な変更の工事に該当する工事。
- ⑦ 移動式製造設備のシャーシの交換。

(8) 認定完成検査実施者又は認定高度保安実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事及び認定完成検査実施者が行う工事(特定設備(設計圧力が30MPa以上のものを除く)の管台(当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る)の取替え(処理設備の処理能力、性能並びに法第8条第1

号で定める技術上の基準及び同条第2号で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る)の工事であって、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの(特定設備検査規則第29条ただし書に該当する場合に限る)に限る。)

(液石則16(1)⑥、一般則15(1)⑥、コンビ則14(1)⑥)

**(9) 特定認定事業者である認定完成検査実施者又は特定認定高度保安実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設において行う工事であって、次に掲げる設備の変更の工事。**

(液石則16(1)⑦、一般則15(1)⑦、コンビ則14(1)⑦)

- ① 特定設備の管台(当該特定設備の胴板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。)の取替え(処理設備の処理能力の変更がないものであって、かつ、同等以上の性能を有するものへの取替えに限る。)の工事であって、溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材の種類が告示で定める要件を満たすもの(特定設備検査規則第29条ただし書に該当する場合に限り、(8)に該当するものを除く。)
- ② 特定設備の取替え(処理設備の処理能力の変更がないものであつて、かつ、同等以上の性能を有するものへの取替えに限る。)の工事(①及び(8)に該当するものを除く。)
- ③ 特定設備(特定設備検査規則の施行前に製造された設備であって、同令第3条に規定する特定設備に相当するものを含む。)の変更(保安上特段の支障がないものとして認められたものへの変更に限る。)の工事であって、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの(①、②及び(8)に該当するものを除く。)
- ④ 高圧ガス設備(配管、バルブ、継手又は附属機器類(特定設備を除く。))に限る。)の変更の工事であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの(1(1)①に該当するものを除く。)

**(10) 認定完成検査実施者、認定保安検査実施者、認定高度保安実施者その他高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者が行う工事であって、次に掲げる設備の変更の工事。**

(液石則16(1)⑧、一般則15(1)⑧、コンビ則14(1)⑧)

- ① 高圧ガス設備(特定設備を除く)の変更(認定品等又は合格可とう管への変更に限る)の工事であって、当該設備の処理能力の変更を伴わないもの(1(1)①及び(9)④に該当するものを除く)。
- ② 高圧ガス設備(特定設備を除く)の変更(配管、バルブ又は継手から配管、バルブ又は継手への変更に限り、当該変更に伴う配管、バルブ又は継手の撤去を含む。)の工事であって、当該設備の処理能力及び位置の変更を伴わないもの(1(1)①及び(9)④に該当するものを除く)。
- ③ ガス設備(特定設備を除く)の取替え(処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準に関する事項その他設備に関する事項の変更がないものに限る。)の工事(1(1)①、(7)及び(9)④に該当するものを除く)。

## 2 許可及び届出の不要な工事

(1) 計装類（圧力計、温度計、差圧式液面計）の取替え工事（同一方式への取替え及び伝送方式が空気式から電気式に変更になる場合に限る）。

（平成30年3月30日付20180323保局第13号通達13（1））

(2) 充てん又は受入に係る可とう管（直接容器等に接続される部分のものであって高圧ホース及び金属フレキ管に限る）の取替え工事。

（平成30年3月30日付20180323保局第13号通達13（2））

注1）本県においては、高圧ホース及び金属フレキ管以外の可とう管であっても許可及び届出の不要な工事として取り扱うこととする。

注2）配管系の途中（充填機、ディスペンサー内含む）に設置されている可とう管については、許可又は届出が必要となる（別図参照）。

(3) 高圧ガス（その原料となるガスを含む）の通る部分の設備を構成する部分のうち耐圧性能又は気密性能に直接影響のない部品又はJIS等の規格品であり、その性能が保証されているもの（ボルト、ナット、ポンプのローター、圧縮機のピストン、ピストンリング、反応器の攪拌機のプロペラ、蒸留塔のトレイ、熱交換器の邪魔板等）の取替え。

（平成30年3月30日付20180323保局第13号通達13（3））

(4) 製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない製造施設（高圧ガス設備を除く）の撤去の工事。

（平成30年3月30日付20180323保局第13号通達13（4））

(5) 高圧ガス（その原料となるガスを含む）の通らない部分の設備に係る撤去の工事又は同等以上のものへの取替えの工事。

（平成30年3月30日付20180323保局第13号通達13（5））

<例>

① 敷地境界（柵、塀等の工作物）の取替え

② 警戒標、標識類の取替え又は増設

③ 塗装工事

④ 消火器の取替え又は増設

⑤ 換気口又は換気装置の取替え又は増設

⑥ 照明設備の取替え又は設置

⑦ 静電接地設備又は静電気除去装置の取替え

⑧ 通報設備（ハンドマイク、ページング）の取替え

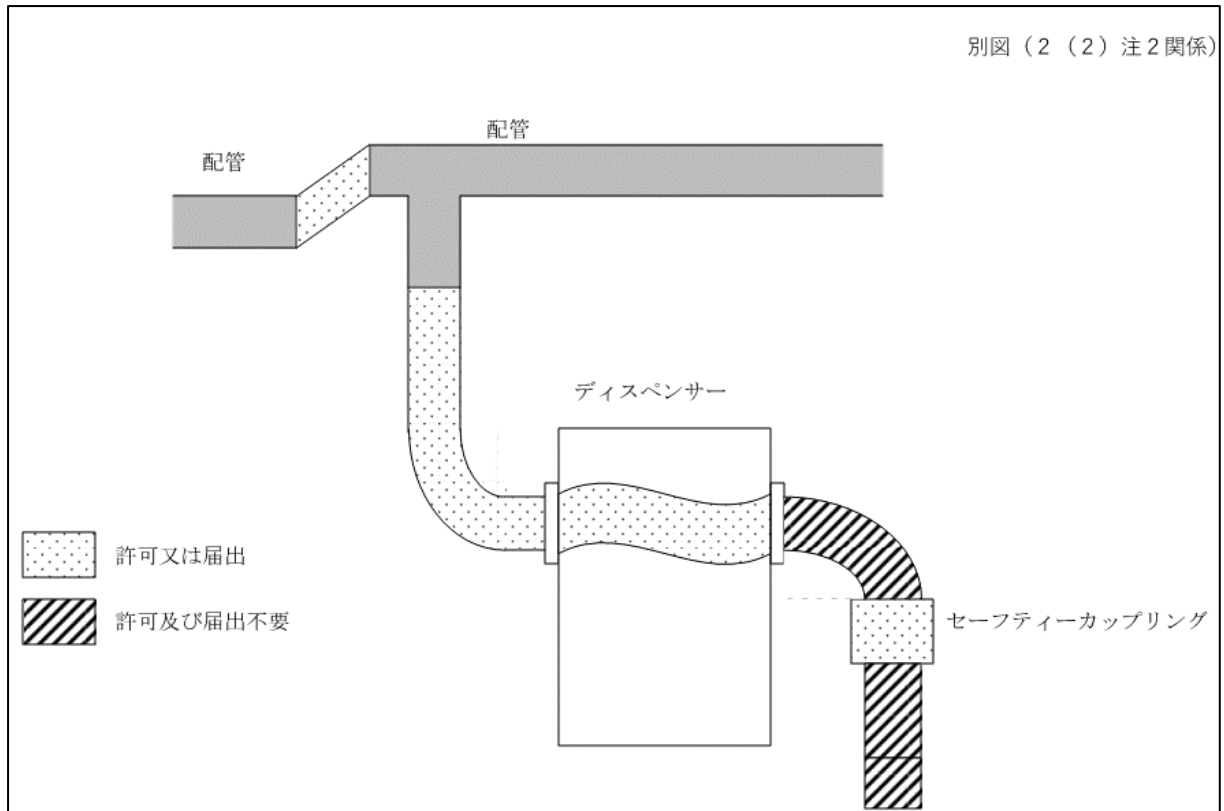
(6) 消耗品（パッキン、ガスケット、シール材、断熱材、散水・噴霧ノズル、除害剤、防毒マスク、防護具等で事業者が保安上特段の支障がないと判断したものに限る。）の取替え。

（平成30年3月30日付20180323保局第13号通達13（6））

(7) 多管円筒形熱交換器又は空冷式熱交換器の伝熱管へのプラグ打ち。

（平成30年3月30日付20180323保局第13号通達13（7））

(8) (7)に伴う伝熱管の切断又は撤去。



附 則

平成22年	2月17日	策定
平成23年	2月28日	改正
平成28年12月	20日	改正
平成29年	6月1日	改正
平成30年	3月15日	改正
平成30年	7月10日	改正
令和7年	2月13日	改正